

フィリピンでの遺骨帰還事業に関する検証報告書

平成 23 年 10 月 5 日
厚生労働省社会・援護局

1 検証の背景

(1) フィリピンでの遺骨帰還事業の概況

先の大戦では、海外戦没者は約 240 万人にのぼるが、このうち 113 万柱は未帰還となっている。フィリピンでは、戦没者約 52 万人のうち約 37 万人が未帰還となっており、地域別の未帰還遺骨数では最多である。

戦没者の遺骨帰還は、「国の責務」であり、また、悲惨な歴史を繰り返さないためにも政府として最大限の努力を傾けるべきものである。南方地域における戦没者遺骨の帰還事業については、昭和 27 年度から実施されてきたが、戦後 60 年以上が経過し、戦友や現地政府等からの確度の高い残存遺骨情報が減少しており、年々新たな遺骨収容が困難な状況になりつつある。

厚生労働省では、このような状況を踏まえ、民間団体等の協力を得て早期に海外未送還遺骨の情報を収集する海外未送還遺骨情報収集事業（以下「情報収集事業」という。）を平成 18 年度から財団法人日本遺族会に委託し実施した。

また、平成 19 年度からは情報収集事業の受託に企画競争を導入し、さらに、平成 21 年度からは、実施地域ごとにその地域に特化して情報収集を行っている団体を活用することにより、情報収集の強化に努めることとした。フィリピンについては、平成 21 年度から特定非営利活動法人空援隊（以下「委託団体」という。）に情報収集事業を委託してきた。

同団体は、委託前の平成 18 年度から自主的に厚生労働省に対して遺骨の情報を提供したり、遺骨帰還事業に同行したりし、フィリピンでの遺骨帰還事業に関わってきた。

なお、フィリピンからの遺骨帰還数は、平成 18 年度以降、平成 18 年度 45 柱、平成 19 年度 161 柱、平成 20 年度 1, 230 柱、平成 21 年度 7, 740 柱、平成 22 年度 6, 289 柱となっている。

(2) 報道機関等からの指摘

こうした中、フィリピンでの遺骨帰還事業については、平成22年3月から同年10月にかけて、日本及びフィリピンの報道機関等から、遺骨の鑑定方法が不適切ではないか、フィリピン人の遺骨が旧日本兵の遺骨に含まれているのではないか、あるいは、遺骨売買が行われているのではないかといった報道がなされた。報道機関からの具体的な指摘事例は、以下のとおりである。

① ミンドロ島に関する報道

『平成22年6月、大量の人骨を運んでいた先住民族の男3人が住民に捕まった。100か所以上の洞窟墓地から1千人分以上の住民の遺骨が持ち出された形跡があり、捕まった男のうち2人が「骨を集めている者に売るために洞窟から盗んだ」と認めた。男を捕まえた住民は、大統領府先住民族に関する国家委員会（NCIP）に対して、3人の刑事告訴及び消えた骨の調査を求める方針だという。』

ミンドロ島で平成21年に収容された遺骨は1,366体だが、国が戦史や生還者の証言を基にまとめた資料では、ミンドロ島での戦没者は438人と推定されており、国の記録の3倍以上の遺骨が日本に送還された。』（平成22年9月～10月、日本の新聞・TV報道、現地の新聞）

② ネグロス島に関する報道

『バコロド市の墓地で平成22年7月、人骨を盗難した容疑で2人の男が警察に逮捕された。捜査官によると、2人の容疑者が墓地から人骨を盗んだ旨供述したという。』（平成22年7月、現地の報道）

③ ルソン島イフガオ州ワンワン村に関する報道

『村長によると、この1年で100体近くの遺骨が村周辺の墓から持ち去られたという。』（平成22年10月、日本のTV報道）

④ ルソン島イフガオ州アバタン村に関する報道

『宣誓供述書に日本人の骨であると書いた村長によると、その骨がどの何の骨なのか確認しようがないが、皆、遠いところから大変な思いをして骨を持ってくるから、供述書を

書かないと怒られるという。

村の男性によると、空援隊という日本のグループが日本兵の遺骨を集めている話を知り、遺骨を見つけるとお金をくれるというので、すぐに骨を捜し、空援隊の元に持って行った。男性は、祖父から日本兵とフィリピン人の遺骨が混じって放置されていると聞かされていたため、空援隊には、全てが日本人のものか分らないと伝えたが、何も聞かずに数え始め、48体全て日本人の骨ということになり、労賃として1体当たり500ペソ、計2万4千ペソを手に入れた。日本円にしておよそ5万円。年収の半分に相当する大金だったという。』（平成22年10月、日本のTV報道）

⑤ フィリピン国立博物館に関する報道

『遺骨の鑑定を引き受けているという博物館の学芸員によると、鑑定は行わず、全ては宣誓供述書が根拠だという。』（平成22年10月、日本のTV報道）

2 検証のための調査の実施

厚生労働省では、上記の報道を踏まえ、平成22年10月、厚生労働大臣から岡本厚生労働大臣政務官に対しフィリピンでの情報収集事業及び遺骨帰還事業（以下「事業」と総称する。）を検証するよう指示があり、報道された事例の事実確認を行うとともに、適切に事業を実施するため、事業について以下のとおり調査を行い、事業を検証することとした。

（1）事業の実施状況を時系列で調査

情報収集事業が始まった平成18年度以後の事業の実施状況を時系列で検証するため、当局援護企画課長を中心として、同年度以後フィリピンでの遺骨帰還事業に従事した政府派遣団（以下「派遣団」という。）職員延べ22名及び情報収集事業の企画立案に関わった職員7名に対する聴取（文書による場合を含む。）を実施するとともに、同政務官を中心として委託団体幹部2名に対する聴取を実施した。

（2）報道された事例の事実確認のため現地を調査

同政務官を中心に、平成２２年１２月米国ワシントンで、米国国立公文書館が保管する資料の現状を調査するとともに、翌年１月にルソン島マニラで、事業の現地調査を行った。

また、盗骨事件と事業との関連について大統領府先住民族に関する国家委員会（NCIP）、警察等に、宣誓供述書の実情についてミンドロ島及びアバタン村の村長等に、また、鑑定方法についてフィリピン国立博物館の職員に、それぞれ状況を確認するため、当局職員を平成２２年１１月にNCIP、ミンドロ島、ネグロス島、イフガオ州及び博物館に、平成２３年１月、３月及び９月にミンドロ島に、同年４月にイフガオ州に、それぞれフィリピン側からも政府職員１名同行の下で派遣した。

（３）遺骨の鑑定方法の調査

フィリピンでの遺骨帰還事業で実施可能な遺骨の鑑定方法について、日本の大学及び研究機関に所属する人類学の専門家計３名から意見を聴取した。

また、このうち１名の専門家を平成２３年１月にルソン島に派遣し、①ルソン島スービックにある委託団体の一時保管施設に保管されている遺骨及び、②委託団体との委託契約前である平成２１年４月に、当該団体の現地職員が移動許可書等を所持せず運搬中にマニラ首都圏警察本部（以下「マニラ警察」という。）に押収された遺骨（いずれも鑑定前の遺骨）について、試行的に紫外線光照射による蛍光反射検査を含む法人類学的検査を実施した。

さらに、意見聴取したうちの別の１名の専門家に委託し、これら遺骨の一部について、日本において試行的にミトコンドリアDNAの解析等を実施した。

３ 調査結果の概要

（１）事業の実施状況の調査結果

２（１）による調査の結果、事業の実施状況について、以下のことが確認された。

ア 時系列の事業の実施状況は、別紙のとおりであったこと。

イ 遺骨の鑑定方法は、従来、フィリピンの人類学者が遺骨の状態、遺骨発見現場の状況、発見者等の証言などを踏まえて判断することとされていたが、平成18年度頃から報道等で、この人類学者は遺留品の有無や簡易な目視で判別を行い、旧日本兵の遺骨がフィリピンに残されているのではないかとの指摘があったことから、平成20年11月の派遣団から、次のように改められたこと。

すなわち、遺骨の鑑定は、この人類学者ではなく、フィリピン国立博物館に所属する学芸員（以下「鑑定人」という。）に依頼することとし、従来の方法に加えて、鑑定人は、各収容地点ごとに作成された宣誓供述書（発見者が述べた遺骨の状況等を記したもので、地区長等の署名、公証人の印を得て公正証書化されたもの）を基に旧日本兵の遺骨であることを証明するフィリピン国立博物館の証明書を発行する手順をとることとしたこと。

また、フィリピン政府は、鑑定人により旧日本兵の遺骨であることの同証明書が発行された場合に、遺骨を日本に送還することを許可することとしたこと。

ウ 遺骨の鑑定方法が変更された平成20年11月以後に日本に送還された全ての遺骨について、宣誓供述書を基に鑑定人により旧日本兵の遺骨であることを証明するフィリピン国立博物館の証明書が発行されていたこと。

また、日本に送還された全ての遺骨は、フィリピンで焼骨の上、送還されていること。

エ 委託団体からの聴取によると、現地にいる常勤の10人の職員が、概ね旧日本兵の遺骨発見現場に行き遺骨を確認していること。また、その際、現地スタッフが遺骨を発見した場合に、労賃として1日250ペソを支払っていること。

オ 委託団体が情報収集事業を受託する平成21年5月以前に当該団体が情報提供に関与していたものであるが、平成21年1月の派遣団は、直接収容した遺骨のほか当該団体の現地職員がルソン島イフガオ州のホテルに持ち込んだ遺骨を受領していたこと、また、同年3月の派遣団は、同島マニラ及びセブ州のホテルに保管されていた遺骨を受領していたこと。

カ 委託団体が情報収集事業を受託する平成21年5月の時点では、委託契約書の実施要綱で、鑑定人による鑑定及び収容した遺骨の一時保管までが委託事項に含められていたこと。

また、平成21年度及び22年度の派遣団は、委託団体の一時保管施設に保管されていた遺骨を受領していたこと。

キ 平成21年3月、同年11月の派遣団の場合を除き、平成18年度以後の全ての派遣団で、当局職員が鑑定人による鑑定に立ち会っており、全ての遺骨について鑑定人による鑑定が行われ、鑑定人により子ども等のものであると思われる遺骨は送還遺骨から除外されていること。

平成21年3月の派遣団では、派遣団到着前に既に鑑定人による鑑定が行われていたこと。

平成21年11月の派遣団では、当局職員が鑑定人による鑑定の一部に立ち会い、既に鑑定が行われた遺骨については、鑑定人から鑑定結果を聴取するとともに遺留品が確認されていたこと。

ク 遺骨の鑑定に当たり、鑑定人が発見者等に直接面会し、発見状況を確認することは少ないこと。また、平成22年6月以前の派遣団が取得した宣誓供述書は遺骨が発見された地区単位で作成され、個々の発見者等が宣誓供述書に署名していない場合があったこと。

一方、平成22年8月以後の派遣団が取得した宣誓供述書は、遺骨発見者単位で作成されており、発見者等が署名していたこと。

また、当局職員からの聴取によると、委託団体は、発見者等が持参した遺骨を受領する際には、労賃として金銭の支払いが行われていることがあること。

ケ 平成21年4月、委託団体の現地職員がマニラ警察に運搬中の遺骨を押収されたのは、移動許可書等を所持せずミンドロ島で収容した遺骨を運搬していたことが理由であること。また、当該遺骨はマニラ警察に押収されたが、運搬していた現地職員の自宅には同地区で収容された遺骨の一部が既に保管され、この遺骨及び押収された遺骨に係る宣誓供述書は同一であること。

現地職員の自宅に運搬されていた遺骨は、平成21年5月の派遣団により焼骨の上、日本に送還されたこと。

(2) 現地調査の結果

2(2)の調査の結果、報道された事例について、以下のことが確認された。

① ミンドロ島に関する報道

大統領府先住民族に関する国家委員会(NCIP)の説明によると、ミンドロ島の盗骨事件については、10人98体の被害届が提出されているが、盗骨を依頼したとされる者が逃亡しているため、事件の背後関係は不明であり、NCIPは犯人の供述書等も作成していないこと。

また、宣誓供述書に署名のある地区長等の説明によると、1名を除き、自ら宣誓供述書に署名していたこと。残る1名については、その秘書が関与していたこと。

一方、ミンドロ島での戦没者数については、米国国立公文書館が保管する資料では、同島の戦死者は706人とされ、さらにミンドロ島周辺の島々における戦死者として1,468人とする記述があったこと。

なお、平成22年度末までのミンドロ島及びその周辺の島々での遺骨帰還実績は1,712柱であること。

② ネグロス島に関する報道

警察の説明によると、ネグロス島の盗骨事件については、盗骨を依頼したとされる者が逃亡しているため、事件の背後関係は不明であること、また、すでに盗難にあった遺骨は墓地に戻され、さらに、その他の被害届は提出されていないこと。

③ ルソン島イフガオ州ワンワン村に関する報道

NCIPの説明によると、イフガオ州では、NCIPに盗骨の被害届は提出されていないこと、また、同州ワンワン村の村長の説明によると、盗骨被害は4～5体であること。

④ ルソン島イフガオ州アバタン村に関する報道

NCIPの説明によると、イフガオ州では、NCIPに盗

骨の被害届は提出されていないこと（再掲）、また、同州アバタン村の村長の説明によると、アバタン村ではこれまでに盗骨被害はないこと、さらに、宣誓供述書への村長の署名は、遺骨の発見場所等を確認の上行っていること。

⑤ フィリピン国立博物館に関する報道

鑑定人の説明によると、宣誓供述書を確認したうえで、遺骨の男女、子ども等を区別し、旧日本兵の遺骨を選別していること。

（３）遺骨の鑑定方法の調査の結果

意見を聴取した専門家からは、焼骨前の旧日本兵の遺骨の判別方法としては、①紫外線光を照射することにより蛍光反射する遺骨は死後経過期間２０年程度までの比較的新しい遺骨であると判定ができること、また、②ミトコンドリアDNA（注１）塩基配列のハプロタイプ（注２）の解析によって日本人とフィリピン人との間の判別が可能ではないかとの意見があった。このため、これら２つの分析の方法の事業への活用が可能かどうかを検証するため、一時保管施設に保管されている遺骨の一部及びマニラ警察に押収された遺骨の一部（いずれも鑑定人による鑑定前で派遣団は受領していない遺骨）について試行的に検査・解析を行った結果、以下のことが確認された。

なお、①の検査の際、マニラ警察は、押収した遺骨について、獣骨を排除して、白布に詰め直したものであると説明した。

（注１）ミトコンドリアDNA：細胞小器官であるミトコンドリア内にあるDNAで、母親から子どもに遺伝する特徴がある。

（注２）ミトコンドリアDNAハプロタイプ：母親から引き継いだDNAの塩基配列のパターンをハプロタイプといい、日本人に多く見られるハプロタイプや、フィリピン人に多く見られるハプロタイプがある。

① 紫外線光照射による蛍光反射検査を含む法人類学的検査の結果

現地で実施した法人類学的検査によると、女性のもと思われるものは、一時保管施設に保管されている遺骨には少数

含まれていたが、マニラ警察に押収された遺骨には相当数含まれていたこと。また、若年齢のものと思われるものは、一時保管施設に保管されている遺骨には少数含まれていたが、マニラ警察に押収された遺骨には幼児年齢相当のものも相当数含まれていたこと。さらに、骨質が頑強なもの（死後65年近く経過している旧日本兵の遺骨とは思われないもの）は、一時保管施設に保管されている遺骨には極少数含まれていたが、マニラ警察に押収された遺骨には全体的に見られたこと。

また、紫外線光照射による蛍光反射検査を、一時保管施設に保管されている極少数の骨質が頑強な遺骨を除き、古いと思われる遺骨に対し行ったところ、蛍光反射は認められなかったが、マニラ警察に押収された遺骨の一部に行ったところ、蛍光反射が認められた。

なお、この検査を実施した専門家によると、当局職員でも骨学等の研修を行うことにより、同様の法人類学的検査を実施することが可能であること。

- ② ミトコンドリアDNA塩基配列のハプロタイプ解析の結果
遺骨の中からミトコンドリアDNAの抽出が比較的容易と思われるものを110検体選別し、ミトコンドリアDNA塩基配列のハプロタイプ解析を試みた。その際、日本人に多く見られるハプロタイプについては、Tanaka et al.(2004)に公表されているデータ（サンプル数は1,312個体）を、フィリピン人に多く見られるハプロタイプについては、Tabbada et al.(2010)に公表されているデータ（サンプル数は423個体）を参考とした。

ハプロタイプを決定できないものが44個体あり、日本人に統計的に有意に多く見られるハプロタイプに一致するものが5個体（ただし、2個体のハプロタイプは低い頻度ながらフィリピン人にも見られた。）、フィリピン人に統計的に有意に多く見られるハプロタイプに一致するものが54個体（ただし、13個体のハプロタイプは低い頻度ながら日本人にも見られた。）、どちらに多いともいえないハプロタイプに一致するものが5個体、これまでに日本人でもフィリピン人でも発見されていないハプロタイプに一致するものが2個体あり、フィリピン国立博物館の鑑定人による鑑定前の遺骨には旧日本兵の遺骨である蓋然性が低い遺骨が含まれていたこと。

しかしながら、この検査を実施した専門家によると、この解析方法は、現時点で得られたサンプルデータに基づき、一定の可能性を示すものであり、直ちに当該検体が日本人又はフィリピン人のものであることを完全に確定させるものではなく、①データサンプル数が増えれば、解析結果が変わる可能性があること、②ミトコンドリアDNAは母系遺伝するものであり、より正確な判別のためには、併せて父系遺伝であるY染色体DNAの解析も行うことが望ましいが、Y染色体はより抽出が困難であること、③解析に相当程度の期間を要するとともに、死後65年近く経過している旧日本兵の遺骨からは解析に必要なDNAの抽出をすることは困難であるといった諸課題が指摘されたこと。

(注) 日本人に多く見られるハプロタイプに一致した遺骨の送還については、5(4)、(5)に準ずることとする。

4 調査結果を踏まえた検証結果

(1) 盗骨事件と事業との関係

大統領府先住民族に関する国家委員会（NCIP）や警察への調査などの現地調査結果からは、フィリピンで発生した盗骨事件と事業とを関連付ける具体的な証言等は確認されなかった。

(2) 宣誓供述書の信頼性

地区長等への調査などの現地調査結果からは、宣誓供述書の内容が虚偽であることは確認されなかった。また、当局職員への事業の実施状況の調査結果からは、委託団体への委託以降、当局職員の立ち会いの下で鑑定人による鑑定が行われ、旧日本兵の遺骨であることを証明するフィリピン国立博物館の証明書が発行されていることが確認された。一方で、鑑定人が発見者等に直接面会し、発見状況を確認することは少なく、個々の発見者等が宣誓供述書に署名していないこと、また、委託団体が保管する遺骨を派遣団が受領するようになってから、当局職員が発見者等の供述内容や遺骨発見現場を直接確認していないことが認められたことから、事業をより適正に実施する観点から見直しが必要と考えられる。

(3) 法人類学的検査・ミトコンドリアDNA解析の活用

法人類学的検査は、死後経過期間、遺骨の性別、年齢推定の判別を通じて、旧日本兵の遺骨でないものを区別・排除することが可能であると認められる。また、当局職員に対する骨学等の研修は、遺骨の収容現場において法人類学的検査の実施を可能とするものである。

ミトコンドリアDNA塩基配列のハプロタイプ解析については、3(3)②に示された課題があるが、日本人に多く見られるハプロタイプと一致する遺骨については、現地状況等も十分勘案することにより、旧日本兵の遺骨として判別することが可能であると考えられる。

以上を踏まえて、遺骨の判定方法について見直しが必要と考えられる。

5 事業の見直し（対応）

上記4の検証結果を踏まえ、事業については、疑惑が生じることのないよう事業を適切に実施するため、次の改善を行うこととする。

(1) 遺骨の収容は、フィリピン国立博物館職員の同行の下でのみ実施する。

なお、先住民族の土地に入域する際は、大統領府先住民族に関する国家委員会（NCIP）と協議する。

(2) 遺骨の収容については、日本側から骨学等の研修を受けた当局職員を遺骨収容現場に派遣する。

(3) 遺骨の移動を伴わない情報収集についてのみ、日本側が民間団体に委託することを可能とする。

(4) 収容された遺骨の鑑定は、フィリピン側専門家及び日本側関係者が合同で実施する。この場合、フィリピン側専門家は、フィリピン側から日本側に外交ルートを通じ事前に通知された者とする。

- (5) 遺骨の鑑定については、旧日本兵の遺骨であるか否かを慎重に判別するため、紫外線光照射による蛍光反射検査を含む法人類学的検査を実施するとともに、当面、遺留品等から日本人戦没者の遺骨と推測されるものを除き、現地状況を十分勘案したうえで、ミトコンドリアDNA塩基配列のハプロタイプ解析を行い、日本人に多く見られるハプロタイプと一致した場合のみ遺骨を日本に送還する。
- (6) 以上に伴い、宣誓供述書は廃止する。
- (7) 遺骨についての対価の支払いをしないことを徹底する。
- (8) 上記(1)から(7)の事業の改善点を踏まえ、フィリピン政府との間で、事業の再開に必要な覚書を締結する。

年 月 日	事業の実施状況
平成18年	
1月	鑑定方法についての記事掲載
4月	フィリピンにおける海外未送還遺骨情報収集事業開始
5月	鑑定方法についての記事掲載
平成19年	
3月12日～ 22日	フィリピン遺骨情報調査団45柱收容（空援隊同行。セブ島39柱、ポロ島6柱）
12月 9日～ 14日	フィリピン遺骨収集応急派遣団9柱收容（空援隊同行。ルソン島9柱）
平成20年	
1月23日～ 2月 6日	フィリピン遺骨収集団152柱收容（空援隊同行。セブ島61柱、レイテ島91柱）
6月30日～ 7月11日	フィリピン遺骨収集応急派遣団45柱收容（空援隊同行。ボホール島2柱、セブ島43柱）
11月17日～ 26日	フィリピン遺骨収集応急派遣団249柱收容（空援隊同行。セブ島249柱） ・宣誓供述書12枚取得
平成21年	
1月20日～ 2月 3日	フィリピン遺骨収集団517柱收容（空援隊同行。ルソン島268柱、セブ島143柱、ボホール島18柱、マスバテ島88柱） ・宣誓供述書73枚取得
3月22日～ 25日	フィリピン遺骨受領団419柱受領（空援隊同行。レイテ島23柱、カモテス島45柱、セブ島119柱、ルソン島232柱） ・宣誓供述書46枚取得
4月23日	空援隊現地職員がマニラ首都圏警察本部に一時拘束 ・出所不明な（ミンドロ島で收容した）遺骨を死亡証明書、移動許可証を所持することなく運搬

年 月 日	事業の実施状況
5月11日	空援隊と平成21年度委託事業契約締結
5月17日～ 23日	フィリピン遺骨収集応急派遣団1, 260柱收容(空援隊同行。ルソン島831柱、ミンドロ島399柱、レイテ島4柱、セブ島26柱。うち、一時保管されている遺骨1, 260柱受領) ・宣誓供述書85枚取得
7月 7日	国立博物館が厚生労働省及び空援隊に、死亡した日本兵の情報と遺骨を収集する許可書発行 ・2009年7月7日から2010年3月31日まで有効
7月15日～ 21日	フィリピン遺骨収集応急派遣団554柱收容(空援隊同行。セブ島320柱、サマル島234柱。うち、一時保管されている遺骨554柱受領) ・宣誓供述書8枚取得
8月16日～ 21日	フィリピン遺骨収集応急派遣団1, 555柱收容(空援隊同行、ルソン島598柱、レイテ島79柱、サマル島570柱、ミンドロ島308柱。うち、一時保管されている遺骨1, 555柱受領) ・宣誓供述書18枚取得
11月15日～ 26日	フィリピン遺骨収集団4, 370柱收容(空援隊同行。ルソン島871柱、セブ島1395柱、ボホール島48柱、レイテ島266柱、サマル島483柱、ネグロス島648柱、ミンドロ島659柱收容) ・書面の焼骨許可、衛生許可、移送許可が得られなかったため在比日本大使館で一時保管
12月 6日～ 9日	フィリピン遺骨協議団4, 370柱受領(在比日本大使館に一時保管されている遺骨4, 370柱受領) ・宣誓供述書20枚取得
平成22年 3月 6日～ 13日	フィリピン遺骨調査・協議団(空援隊同行。パラワン諸島現地調査)
3月	鑑定方法、遺骨売買についての記事掲載

年 月 日	事業の実施状況
3月24日	国立博物館が厚生労働省及び空援隊に、死亡した日本兵の情報と遺骨を収集する許可書発行 ・2010年3月24日から2010年6月30日まで有効
4月16日	空援隊と平成22年度委託事業契約締結
6月 7日	国立博物館が空援隊に遺骨収容許可書発行 ・2010年7月1日から2011年6月30日まで有効 ・なお、2011年4月1日を以て許可を取り消す書簡が2011年3月25日付で発出されている。
6月20日～ 7月 9日	フィリピン遺骨収集応急派遣団2，191柱収容（ルソン島352柱、セブ島324柱、レイテ島169柱、ネグロス島278柱、サマル島324柱、ミンドロ島282柱、ミンダナオ島150柱、ボホール島92柱、コロン島220柱。うち、一時保管されている遺骨2，134柱受領） ・宣誓供述書43枚取得
8月18日～ 25日	フィリピン遺骨帰還応急派遣団1，638柱収容（ボホール島603柱、ルソン島218柱、ネグロス島173柱、ミンダナオ島179柱、セブ島465柱。うち、一時保管されている遺骨1，517柱受領） ・宣誓供述書1，600枚取得
9月20日～ 28日	フィリピン遺骨帰還応急派遣団2，460柱収容（ボホール島375柱、ルソン島305柱、ネグロス島503柱、ミンダナオ島432柱、セブ島845柱。うち、一時保管されている遺骨2，460柱受領） ・宣誓供述書1，357枚取得
10月2日	フィリピン人遺骨混入についての放映 ・新聞各紙同旨記事掲載

